

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊後高田市	中伏・入津原地区(中伏集落、入津原集落)	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.918ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.262ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	11.046ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.245ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農家の高齢化が見られるため、今後の新たな農地の受け手の確保が必要。(地区内外からの担い手等)

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、現在の農家が全体で担うほか、地区内外からの入作を希望する農業者の受け入れを促進することにより対応していく。

(参考)中心経営体の数:22名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地が発生した場合は中心となる経営体が中心となって斡旋を行う。
農地中間管理機構の活用方針 中伏・入津原地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。